

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

記

1. 公募に付する事項

令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験で使用する試験会場の借上げ

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは当局の入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認めるものを含む。)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約履行が確保される者であること。
- (6) 別紙1「令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験で使用する試験会場の借上げに係る公募要領」(以下「公募要領」という。)記載のとおり実施される公認会計士試験において、「7. 公募する施設(試験会場)の条件」に適合する施設を提供できる者であること。

3. 応募方法等

(1) 応募期間

令和8年3月11日(水)～令和8年3月27日(金)(17時必着)

(2) 応募方法

別紙2「令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験で使用する試験会場の公募申請書」及び必要書類(公募要領の8.(2)イ～クに掲げる書類)を郵送(書留)又は持参により提出すること。

(3) 提出先

〒760-8550

香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館

四国財務局理財部理財課

(受付時間：9時から12時及び13時から17時(ただし、閉庁日を除く))

4. 問い合わせ先

四国財務局理財部理財課 電 話 087-811-7780(内線：334、333)

以上、公告する。

令和8年3月11日

支出負担行為担当官

四国財務局総務部長

米倉 洋成

別紙 1

令和 8 年公認会計士試験第 II 回短答式試験で使用する試験会場の借上げに係る公募要領

1. 件名
令和 8 年公認会計士試験第 II 回短答式試験で使用する試験会場の借上げ
2. 目的
令和 8 年公認会計士試験第 II 回短答式試験で試験会場として使用する。
3. 試験地
香川県
4. 試験日
令和 8 年 5 月 24 日（日）
5. 使用予定期間
令和 8 年 5 月 23 日（土）午後～令和 8 年 5 月 24 日（日）
6. 受験予定者数
約 266 名
（注 1）受験予定者数は、試験実施日の概ね 2 か月前に確定する。
（注 2）試験会場の規模は確定した受験予定者数による。
7. 公募する施設（試験会場）の条件
上記「3. 試験地」に所在する施設で、次の条件を具備している施設とする。
 - （1）収容可能人員
上記「6. 受験者予定者数」以上の人員を収容することが可能な施設であること。
また、鉄道の最寄り駅から試験会場まで徒歩により移動可能な場所に立地する施設とする。
なお、収容可能人員は、「（2）試験室の規模・規格」における「受験可能定員」に基づいて算出した人数とする。
 - （2）試験室の規模・規格
試験室の規模は、1 室当たりの受験可能定員（次の①、②の条件により算出した定員）を 30 名から 200 名程度を目安とし、試験官が受験者を十分監視できる環境で、受験可能定員分の机及びいすが設置されていること。
なお、100 名を超える試験室については、マイクが使用できる設備が整っていること。
 - ① カンニング等の不正行為を防止するため、受験者の配置は、左右 1 メートル以上の距離を空けることとし、1～2 人使用の机では 1 席を使用し、3 人以上の連続した机の場合には、両端の 2 席を使用すること。
 - ② 試験官が受験者 1 人ひとりに問題用紙等を容易に配付できる広さの通路を確保できること。
 - ③ 演台、黒板あるいはホワイトボード等が備え付けられていること。
 - ④ 換気ができる施設であること。（窓の開閉が可能なことや外気を取り入れる換気設備を具備していること。）
 - ⑤ 試験を実施するための十分な照明設備があること。

(3) 試験本部室等

- ① 試験会場内に、試験室とは別に、試験官の打合せ、試験関係資料の配付・回収等準備を行うための試験本部室を1室確保すること。
- ② 試験本部室の定員は20人程度の規模とし、可動式の机・いすが十分配置されていること。
- ③ 試験本部室は、携帯電話やデータ通信端末が受信可能であること。
- ④ 試験室の予備室として、受験可能定員10人以上の試験室を2室確保すること。
- ⑤ 試験本部室及び予備室については、黒板あるいはホワイトボード等が備え付けられていること。

(4) 試験会場の環境

- ① 試験当日、同一建物内で授業や他の団体等の使用がある場合には騒音等により試験への影響が生じないこと。
- ② 試験当日、営繕工事等、騒音が生じる作業等を行わないこと。
- ③ 試験当日、近隣で騒音等試験の適正な実施に影響するような行事等がないこと。

(5) 利用時間

施設の利用時間は次のとおりとする。

試験日前日：13時～17時（夜間設置のまま）

試験当日：8時～19時

なお、試験前日は、借り上げる試験室、試験本部室及び予備室について利用開始時間から試験実施の準備が可能であり、準備後は、試験室、試験本部室及び予備室並びに当局が指定する部分について他の団体等への貸し出し等を行わず、設営状態が保持されること。

(6) 空調設備等

試験室、試験本部室及び予備室において室温調整が可能な施設であること。

また、十分な数のトイレがあること。

(7) 身体障がい者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な設備等がある建物を有する施設であること。

（机が車椅子を利用する者に対応していること、身体障害者用のトイレがあること等。試験室の位置によってはエレベーター、スロープ等があること。）

(8) 受験者の受付場所等

試験会場内に、受付を1か所以上設置できること。また、受付を行う際の受験者の待機場所として、広場や通路等の十分なスペースがあること。

なお、試験会場内の案内看板の借用が可能であること。

(9) その他

受験予定者数が減少した場合は試験室の一部をキャンセルする場合があります、キャンセルについては無償で対応すること。

試験当日に、地震、台風等の万一の事態には借用時間の延長に応じられること。

空調設備等、施設のトラブルに対し、即時に対応できる職員が試験前日及び当日に常駐していること。

8. 応募要領

(1) 応募期間

令和8年3月11日（水）～令和8年3月27日（金）（17時必着）

(2) 応募方法

以下の書類を下記【提出先】まで郵送又は持参により提出すること。

ア. 「令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験で使用する試験会場の公募申請書」

イ. 「指名停止等に関する申出書」

- ウ. 「誓約書」
- エ. 申請者の概要が分かるもの（企業概要等）
- オ. 受験者数についての収容（配席）案
- カ. 上記収容案の場合の施設使用料を記載した見積書
＜見積書作成上の留意事項＞
 - ①会場使用料のほか、空調設備使用料等の内訳及び施設使用料の総額（税込）を記載すること。
 - ②使用施設（試験会場）の平面図等の資料を添付すること。
- キ. 施設使用料の単価表
- ク. 試験会場としての貸与実績

【提出先】

〒760-8550

香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館
四国財務局理財部理財課

電話：087-811-7780（内線334、333）

受付時間：9時から12時及び13時から17時（ただし、閉庁日を除く）

9. 契約先の決定

- ① 公募申請書等の提出後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼又は施設の見学等を行う場合がある。
- ② 上記7. に掲げる条件を具備していないと判断した場合や、料金が周囲の施設と比較して極端に高額な場合、公正な取引の秩序を乱すおそれがある場合には、応募を認めない。
- ③ 複数の応募があった場合は、見積合わせを実施し、会計法令の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最も安価な者と契約を締結する。
- ④ 応募が1者であった場合は、見積書の提出を依頼し、会計法令の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。

10. 契約書等の作成

不要

11. 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用后、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

12. その他

（1）受注者への賠償責任等

受注者は、当該業務において受注者の故意又は過失により被った当局等のすべての被害について、賠償責任を負うものとする。

また、受注者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、当該業務において知り得た秘密を厳守しなければならない、本業務終了後についても同様とする。

（2）定めのない事項について

この要領に定めのない事項については、当局担当職員との協議により決定する。

以上

受付番号	
------	--

支出負担行為担当官

四国財務局総務部長 殿

令和 8 年公認会計士試験第 II 回短答式試験で使用する試験会場の公募申請書

申請者	企業名・団体名		
	代表者役職・氏名		
	所在地		
	連絡担当者	氏名	
		役職	
		電話番号(代表・直通)	
		メールアドレス	
応募内容	会場の名称		
	会場の所在地 ^(※1)		
	最寄り駅(最寄り駅からの所要時間)		
	会場全体の受験可能定員 ^(※2)		
	使用可能試験室数		
	施設利用料 (利用料金が分かる資料で可)		

※1. 会場の所在が分かる地図を添付してください。

※2. 公募要領「7. 公募する施設(試験会場)の条件」の「(2)試験室の規模・規格」により算出してください。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
四国財務局総務部長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

「令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験で使用する試験会場の借上げ」の公募参加に当たり、私／当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本公募には参加いたしません。

誓 約 書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

四国財務局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

※ 添付書類：役員等名簿

